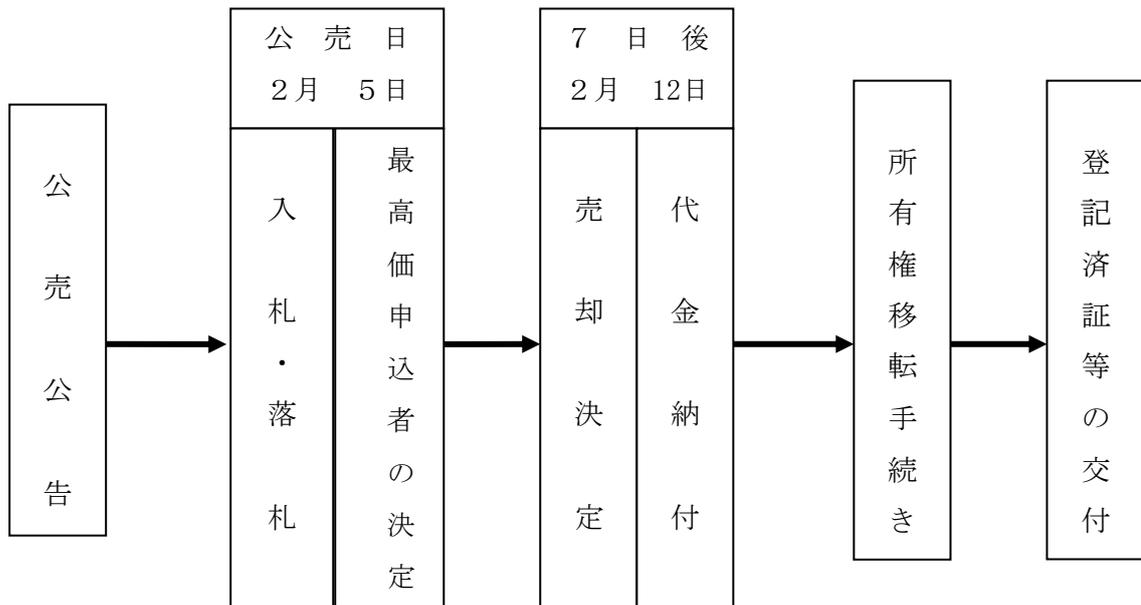


公 売 の し お り

公売の手続き等については、公売公告に記載した事項のほか、次に掲げる取扱手続によって行われることとなっておりますので、公売財産を買受けようとする方は、これらの事項を十分承知のうえ公売に参加してください。

なお、不明な点については、中信県税事務所までお問い合わせください。

1 公売の概要



2 買受人の制限

次に該当する者は、公売財産を買い受けることができません。

- (1) 買受人の制限(国税徴収法第92条)、公売実施適正化のための措置(国税徴収法第108条)等法令の規定により買受人となることができない者
- (2) 公売財産の買受人について一定の資格その他の要件を必要とする場合に、これらの資格等を有しない者

3 入札

- (1) 入札に際しては、あらかじめ公売財産を確認し、登記制度のあるものについては、関係公簿等を閲覧した上で入札してください。
- (2) 入札者は、所定の入札書により売却区分の番号ごとに入札してください。
- (3) 入札書は、字体を鮮明に記載し、訂正したり抹消しないでください。書き損じたときは、新たな入札書を使用してください。

なお、入札者には個人にあつては住民登録上の住所及び氏名を、法人にあつては、商業登記簿上の所在地及び商号を記載してください。

- (4) 一度提出した入札書は、入札時間内であっても引換え・変更又は取消しをすることはできず

きません。

- (5) 同一人が、同一の売却区分番号の物件について、2枚以上の入札書を提出した場合、その入札はいずれも無効になります。
- (6) 代理人が入札する場合は、入札に先立って代理権限を証する委任状を提出してください。

4 開札の方法

入札書は、入札者の前で開札します。ただし、入札者又はその代理人が開札の場所に参加しないときは、公売事務を担当していない職員を立ち合わせて開札します。

5 最高価申込者の決定

最高価申込者の決定は、公売財産が課税財産であるか否かを問わず、公売財産の売却区分番号ごとに、入札書の「入札金額」が見積価額以上で、かつ最高価額である者に対して行います。この場合において、所定の条件を欠いている入札は、入札がなかったものとします。

6 次順位買受申込者の決定(適用のある場合のみ)

- (1) 最高価申込者の入札価額に次ぐ高い価額（見積価額以上のもの）による入札者から、次順位による買受けの申込があるときは、その者を次順位買受申込者とします。
なお、次順位買受申込者が2名以上あるときは抽せんを行います。
- (2) 次順位買受申込価額は、公売財産が課税財産であるか否かを問わず、公売財産の売却区分番号ごとに、入札書の「入札金額」欄に記載された金額により行います。

7 再度入札

開札の結果、最高価申込者がいない場合は、再度入札をすることがあります。

8 追加入札

最高価申込者となるべき同価の最高入札者が2人以上あるときは、その入札者間で追加入札をして最高価申込者を決定します。この場合、追加入札の価額がなお同価であるときは、抽せんにより決定します。

(注) ア 追加入札をする者が棄権をしたときは、棄権をした者については、当初の価額で入札があったものとします。

イ 抽せんする場合に出席しない者又は抽せんをしない者があるときは、公売事務に関係のない職員がその者に代わって抽せんを行います。

9 売却決定

売却決定は、公売公告に記載された日時に、最高価申込者に対して行います。

なお、次順位買受申込者に対する売却決定は、国税徴収法第113条第2項各号に掲げる日に行います。

10 買受代金の納付

売却決定を受けた者は、公売公告に定められた期日までに買受代金を現金又は小切手（銀行振出の小切手又は銀行の支払保証のあるもの）で納付してください。もし、所定の期日までに代金を納付しない場合には、売却決定を取り消すことがあります。

11 権利移転の時期及び危険負担

買受代金を完納したときをもって権利は移転します。したがって、買受代金完納後は、買受人の所有になりますから、財産のき損、焼失等による損害は買受人の負担となります。

なお、権利移転の時期について他の法令等により制限のある場合にはこれに従います。

12 権利移転に伴う費用

公売財産の権利移転に伴う費用（移転登録の手数料等）は、買受人の負担となります。

13 権利移転手続

買受人は、売却決定通知書受領後速やかに文書又は口頭で権利移転の登録を請求し、権利移転手続に必要な次の書類を提出してください。

- (1) 所有権移転登録請求書（記名・実印を押印）
- (2) 住民票の写し（法人の場合は商業登記簿謄本）（所有者・使用者が同一人の場合は不要）
- (3) OCR 第 1 号様式（OCR シート）（記名・実印を押印）
- (4) 手数料納付書（収入印紙を貼付）（移転登録：500 円、抹消登録：350 円）
- (5) 委任状（記名・実印を押印）
- (6) 印鑑証明書 1 通（発行から 3 か月以内のもの）
- (7) 自動車保管場所（車庫）証明書（住所等を管轄する警察署により証明を受けたもので発行から 1 か月以内のもの）

14 公売の取消

公売財産の買受代金を買受人が納付するときまでに、納税者が滞納税金を完納したとき等の場合においては、公売を取消します。

15 買受申込等の取消

買受代金の納付期限前に、公売手続等に関し異議の申立等があり、公売手続が停止された場合には、最高価買受申込者及び次順位買受申込者ならびに買受人は、その停止されている間は入札又は買受けを取消することができます。

16 適格請求書の発行

今回の公売財産は、適格請求書発行対象です。適格請求書の発行を希望する場合は、「適格請求書発行申出書」を売却決定後に提出してください。